



札幌市告示第 3854 号

「令和 3 年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 3 年（2021 年）6 月 10 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
まちづくり政策局政策企画部政策推進課  
電話 (011) 211-2139

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和 3 年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務

(2) 業務内容

札幌市では、平成 28 年に策定した「第 2 次札幌市都市計画マスタープラン」において、市内 17 か所に位置付けている地域交流拠点のうち「清田」を先行的に取り組む拠点の一つとして掲げ、短期的には公共交通サービスの利便性向上に努め、将来的には拠点機能向上のための効果的な取組を展開していくこととしている。

これを受け、令和 3 年 2 月に策定した「地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方」においては、今後の取組として、清田区役所周辺における恒常的なにぎわいや交流の創出に向けた効果的な手法を検討することとしている。

本業務は地域交流拠点清田の機能向上に向けて、地域住民などの意識や意向を調査しながら効果的な手法の検討を行うものである。詳細は「令和 3 年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務 仕様書」による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 25 日まで

3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

#### 4 企画書等の提出方法等

##### (1) 提出方法

持参又は郵送とする。

##### (2) 提出期間

令和3年6月10日(木)から令和3年7月8日(木)17時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は8時45分から17時15分までとする。

##### (3) 提出先

上記1のとおり。

#### 5 提案説明書の交付方法

令和3年6月10日(木)からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

#### 6 選定方法

##### (1) 一次審査(書類審査)

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

##### (2) 最終審査(ヒアリング)

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

#### 7 その他

(1) 以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。